

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回發行)
經濟論叢 第四十四卷 第五號

神戶博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經
濟
論
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題……………	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力……………	法學博士 河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位……………	文學博士 米田庄太郎	三〇
幕末の商稅論……………	經濟學博士 本庄榮治郎	三三
實際政策と政策原則……………	經濟學博士 作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是……………	經濟學博士 石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論……………	經濟學士 小山田小七	九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて……………	經濟學士 中川與之助	二五
工場内勞働者教育事業の目的……………	經濟學士 大塚 一朗	二九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて……………	經濟學士 松岡 孝兒	四
明治初年の官營産業に就いて……………	經濟學士 堀江 保藏	一六
財政學の基本問題……………	經濟學士 大谷 政敬	一八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて……………	經濟學士 今西庄次郎	二〇
貨幣の中立性に關する一考察……………	經濟學士 中 谷 實	二八
リストの國民生産力說……………	經濟學士 白杉庄一郎	三三
財政學と經濟政策論との交流……………	經濟學士 島 恭彦	三五

生産の構造と貿易	……………	經濟學士	松井	清	三六九	
租税の農業に及ぼす影響	……………	經濟學士	山岡	亮一	一八六	
再保険と共同保険との接近	……………	經濟學士	佐波	直平	三〇三	
耕地管理組合に就いて	……………	經濟學博士	八木	芳之助	三二五	
熊澤蕃山研究序説	……………	經濟學博士	黒	正	巖	三三六
水産經濟學と其の課題	……………	經濟學博士	蜷	川	虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	……………	經濟學博士	谷	口	吉彦	三六三
昭和の税制改革	……………	經濟學博士	汐	見	三郎	三八五
自然利子論	……………	文學博士	高	田	保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	……………	商學士	武	藤	長藏	四四四
現段階に於ける租税體系	……………	經濟學博士	土	方	成美	四七七
支那南北辨	……………	法學博士	財	部	靜治	四九七
赤字公債の消化	……………	經濟學博士	小	島	昌太郎	五二二

『維新の詔』に於ける變革の國是

石川 興 二

一 變革原理の歴史的考察

現代の日本が變革期に當面して居ることは何人も否定し得ない。而も變革期は生命の危機である。即ち既に述べしが如く、變革期に於ては國民的生命が既存の制度の下に於て最早や發展し得ざるに至つたのであつて、その新なる發展の爲めには、既存の制度を打破し新なる制度を表現して自己を新に構成しなければならぬのであるが、このことは必然的になされるものではない。若しそれが失敗に終るならば、その國民的生命は衰亡に向はざるを得ないのである。この變革が全ふされんが爲めには、それが自覺的實踐的に變革の指導原理に基いて爲されなければならぬ。而もこの指導原理は變革さるべき國民的存在の個性に即して立てられたものでなければならぬのであつて。

然るに我國民は現代の變革期に於て、未だかくの如き變革的原理の確立に到達して居ない。このことは、國民的生命にとつて極めて危険なことであつて、今日國民の不安を一層大ならしめつゝある重大な原因を爲して居るのである。かくて我國民的生命の健全なる發展の爲めには、一日も早く變革の原理を確立し以てこの原理に基

1) 拙稿『國民生命史觀』本誌三月號參照。

き、この非常時に對處しなければならぬのである。

かくて私はこれまで屢々、我國の變革が國民主義的立場に於て爲されねばならないことを主張し來つたのであるが、こゝにはこのことを更に我國史上の重大事實について明にしたいと思ふのである。

我國史上に於ては、三大變革が見られる。大化の改新と鎌倉の開幕と明治維新とが即ちこれである。この中日の變革的原理の問題にとつて最も重要な意義を有するのは維新の變革であつて、この變革は明確なる指導原理によつて爲されたのである。『五箇條の御誓文』とその『御宸翰』¹⁾が即ちこれである。私はこの兩者を併せて『維新の詔』¹⁾と呼ばんとするのであるが、以下この『維新の詔』について我國民にとつての變革の原理を考察する。

一 變革の國是としての『維新の詔』

去る三月十四日、五箇條御誓文頒發七十周年記念の決議が、衆議院に於て行はれた。今日まで御誓文頒發の三十周年五十周年等に當り、その記念が議會に於て何等爲されることなく、特に今日に於てその七十周年が記念されたのは如何なる理由に於てであらうか。その決議文について見るもまたその提案の説明について見るも、『廣く會議を興し萬機公論に決すべし』とある御誓文第一條の今日の帝國議會の基礎であることが専ら高調されて居るのみであつて、そこにはこの御誓文の變革の國是としての今日の變革期に於ける意義が何等觸られて居ないのである。また萬機公論と云ふ點より見るも、今日の議會が事實上資本家階級の利益を代表するに急であつて眞に萬機を公論に決して居ないのであるが、この點についても何等反省がなされて居ないのである。今やかくの如

1) 友朋堂文庫『詔勅集』第四〇四頁にはこの御宸翰を『維新の詔』と名づけて居る。

き議會に對して諸方面より攻撃が爲されて居るのであつて、特にファッショ的又は國家主義的立場よりの攻撃は最も激しく、その存在自體をすら否定せんとする勢を示めして居るのである。かくて衆議院が七十周年の今日、専らその第一條を高調することによつて御誓文の煥發を記念した理由は、ファッショ的な攻撃力に對しその市民主義的な議會と變革に逼りつゝある現代の市民主義制度を防禦せんが爲めであると解せられるのである。

然るに事實に於てはこの御誓文なるものは、衆議院によつて示めされたこの保守的反動的なものとは正に反對に進取的變革的なるものなのである。即ち徳川の封建社會の末期に於ては、その變革について諸種の思想が闘はされたのであるが、これ等のものが止揚されて一の變革の國是として確立されその後の變革を指導したところのものが、この五箇條の御誓文とその御宸翰なのである。

明治天皇は、維新の洪業を創め給ふに方り、今より正に七十年前の明治元年三月十四日紫宸殿に出御遊され天神地祇を祭らせ給ひ五事の御宣誓を行せられた。そこには「我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大いに斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす」と仰せられて居るのであつて、こゝに明治維新の變革の國是が定められたのである。この御宣誓を終らせられし天皇には、更に同日直ちに御宸翰の形を以て國民に詔勅を賜ふたのである。今日普通には五箇條の御誓文のみを重んじて詔勅を忘れ勝ちであるが、當時に於てはむしろ御宸翰の方が特に重んぜられたと云はれる程にそれは重要な意義を有するものである。

即ち御誓文に於ては維新に當つての變革の國是が明にされ御宸翰に於てはこの變革の國是の意義が明にされて居るのである。かくてこの兩者は全く不可分離なるものであつて、我々は兩者の統一に於てはじめてこの變革の

1) 渡邊幾治郎の『五箇條の御誓文と御宸翰』大阪朝日新聞昭和十二年三月十三日第一頁參照

國是を十分に明にし得るのである。兩者を併せて『維新の詔』と呼ぶ所以もこゝに存するのである。

今日流行の歴史的相對主義の立場に於ては、一切のものをその時代との相對的制約に於て考へ、その意義を時代的相對化するのであるが、歴史上に於ける偉大なるものには、その時代を越へた絶對的意義が存するのである。御誓文に對する奉答文に於て「勅意宏遠、誠に以て、感銘に堪えず。今日の急務、永世の基礎、此の他に出す可らず」とあるが如く、この『維新の詔』は、正に當時に於ける「今日の急務」であつたのみならず、我國民の「永世の基礎」である。即ちそれは其後の我國民の變革並に發展の指導原理となつたのみならず、我國民性と國情に即する變革の根本原理がそこに示めされて居るのであつて、この意味に於て、正に我國民にとつての「變革の國是」である。従つてそれは今日の變革にとつても重大なる意義を有するのである。

三 國民共同體の立場に於ける變革

『維新の詔』は、かくの如く變革の國是として定められたものである。故に先づこの變革の立場を明にしなければならぬ。

先づ第一に重んぜらるべきことは、天皇御自ら「我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て……」と仰せられて居るが如くこの變革の主體が天皇であらせられることである。而もこの君と臣との關係が、「億兆の父母」と「赤子」の關係として、規定されて居ることこれである。この君臣の關係は、既に述べしが如く、共同愛を原理とするところの國民共同體に於ける中心としての天皇と人民との關係であつて、その國民史に於て國民共同體が一貫し

1) 大日本詔勅謹解思想社會篇第三一八頁參照
2) 拙稿『新國民主義と國民共同體』本誌一月號『國民生命史觀』本誌三月號參照。

て發展し來り從て國民共同體の特に鞏固なる我國民に於て見られるところの國體の精華である。

社會的要素の支配的なる英國に於ては君は社會の機關としての王、Kingである。また國家的要素の支配的な獨逸に於ては君は武力的權力的君主としての皇帝、Kaiserである。社會の機關なるものは、手段なるが故に否定され得る。これ英國の歴史に於て見られるところである。また武力的權力的なるものとして臣に臨むものは、此力を失ふ時に否定される。世界大戰末期に於ける獨逸のガイザーの運命は即ちこれである。然るに我國に於ては、君が臣の手段でもまた臣が君の手段でもなく、それは一體としての國民共同體を成して居るのであるが故に、何人もこの國民共同體の中心を否定することは出来ない。將軍なるものが支配的地位に立つて居たところの封建社會に於ても、皇室が一貫して變りなかつた所以もまたこゝにあるのである。即ち將軍なるものは、武力的權力的なるものとして Kaiser に相當するものであるが、この將軍の全盛期に於てすら、この國民共同體の中心を否定することは出来なかつたのであつて、反つて將軍はやがて、この國民共同體的關係によつて否定されるに至つたのである。憲法に於ける「天皇は神聖にして侵すべからず」と云ふことも、この憲法の基礎たる『維新の詔』に於て、天皇御自ら明にせられたるこの君臣の共同體的關係を根柢としその憲法的表現として理解せらるべきである。かくの如く變革の主體が天皇であらせられると云ふことは、この變革全體の根本的構造を決定することとなる。これこの變革が國民共同體の立場に於て爲さるゝものとなるが故である。

抑も變革なるものには三つの型が區別される。即ち社會的變革と國家的變革と國民的變革とがこれである。社會的變革なるものは社會の立場に立ち社會の構造に即してなされる變革である。即ち社會に於ては、本質上有産

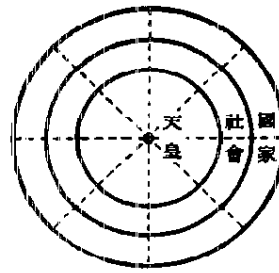
者と無産者の階級對立が生ずるのであるが、社會變革はこの無産者の有産者に対する階級的利己的鬭争による變革である。また國家的變革なるものは、國家の立場に立つて國家の構造に即してなされる變革である。即ち國家なるものは權力的支配を以て原理とするものなるが故に、國家權力の擔當者によつて權力的に爲される變革である。然るに國民的變革なるものは、國民共同體の立場に於て國民共同體の構造に即し、この共同體の中心を中核として爲される變革である。

封建社會の變革についても、この三種の變革の型が區別されるのである。先づ社會的變革の型は、佛蘭西並に英吉利に於て見られる。佛蘭西に於ては封建的貴族階級の搾取の下に苦しめられたる社會の第三階級以下のものが、これに反抗し革命を意圖し爆發的に實行したのである。かくてそれは、甚だしき流血の慘を見たのである。英吉利に於ても、その變革の性質は、社會の上層階級に對する下層階級の階級的鬭争としての社會的變革であるが、而もこゝに於ける封建的貴族階級に對する第三階級の變革は、大憲章、名譽革命等に於て、佛蘭西に於けるよりは徐々になされたのである。マルクスは、この英佛に於ける社會變革の構造を變革の本質的構造としてその社會變革史觀を打立てたのである。而して『經濟學批判』に於てこの史觀を要約するに當り、「あるひは徐々にあるひは急速に變革する」と述べて居ることは、正にこの英佛兩國の場合に相當するであらう。これに對して、國家的變革の場合これを獨逸に於て見ることが出来る。即ち英佛に於ける下よりの社會的變革とは異なつて、こゝに於ては封建的國家權力の支配者としての諸侯によつて、上よりこの變革が實行されたのである。我國に於ても封建社會の變革が若し封建國家の權力的支配者としての將軍によつて爲されたとしたならば、この變革は獨逸

1) 拙稿『經濟本質論』本誌第三十七卷第一並に七號參照。

のそれと同様國家的變革となつたのである。然るに我國に於てはこの變革が天皇を中心として國民的變革として爲されたのである。

國民共同體



即ち、天皇なるものは、既に述べしが如く國民共同體の中心であつて、國民なるものは天皇を中心とする國民共同體としてあるのである。國家も社會も、この國民共同體に於てあるものであり、且つこの共同體の地盤に於て變化し行くところのものである。將軍なるものは本來この國民共同體に於てある封建國家の政權の運用者であつて、封建國家が國民共同體に於てある如く、將軍の政權も國民共同體の中心としての天皇より委任されたものである。我國に於ける維新の變革は、この將軍によつて爲されたのではなく、將軍が天皇より委任されたる政權を天皇に奉還しこの天皇によつて爲されたのである。従つてこの變革の中心的自覺も天皇に於て統一されたのである。かくこの變革が國民共同體の中心としての天皇を中核として爲され従つて、國民共同體の立場に於て國民的變革としてなされたことが、維新の變革全體の重要な意義を決定するのである。

即ち若し維新の變革が將軍によつてなされたと假定するならば、それは獨逸に於て見られたが如く、その封建的な性格が十分に改められないところの半封建的な國家によつて國家主義的に爲されたこととなり、従つてその結果も獨逸に於て見られしが如く國家主義的なものとなつたであらう。即ち獨逸に於てはこの半封建的國家が、それ自身の性格として國家主義的政策を強行し、遂に世界大戰に於て自らを破滅するに至つたのである。また若し維新の變革が英佛に於けるが如き社會革命によつて爲されたとするならば、假令革命の慘に伴ふ國民的エネルギー

ギ一の浪費を伴はなかつたとするも、我國民共同體の根底としての國民的共同感情が破壊され、其後に於ける國民の圓滿なる進展が阻害されたるに至つたであらう。然るに維新の變革は、事實天皇を中心として爲されたが故に、我國の歴史を貫く國民共同體が保全されると共に一切は國民共同體の立場より國民主義的になされ以てよく世界史に稀なる國民的生命の順調なる發展を完ふし得たのである。

即ち既に述べし如く、國民的生命なるものは、その發展の度合に應ずる國家並に社會を實現して、この下に於て自己を高めて行くものであるが、かくてこの生命が既存の國家並に社會の下に於て發展し得られざるに至れば、これをより高き生命の發展の度合に適する國家並に社會に變革し、この下に於て新なる發展を續けなければならぬのである。かくて國民生活に於ける變革なるものは、その本質上、國民共同體の立場に於て國民主義的になされるべきことのものである。

我々は今や現代の制度としての市民社會制度を變革しなければならないのであるが、この變革についてもまた社會的なるものと國家的なるものと國民的なるものとが區別し得られる。社會的變革の立場に於ては、嘗て封建的貴族階級を第三階級によつて變革したのであるが如く、今やこの第三階級の支配せる市民社會制度を第四階級たるプロレタリアートによつて變革せんとするのである。これ即ち社會主義の主張する變革の構造であつて、世界戰の終末期に於て露西亞、獨逸、伊太利等に於て急激な形に於て爲されたところのものであり、また今日北米合衆國に於てより徐々なる形に於て行はれつゝあるところのものである。これに對して市民社會制度の國家的變革は、今日の獨逸並に伊太利に於て行はれつゝあるところのものであつて、それは社會的革命に於けるが如く

資本主義制度に於ける階級的構造自身を變革せんとするのではなく、この社會制度をそのままにして置いて、これを國家的權力の手段に利用せんとするところのものである、即ち市民社會に於ては、資本家階級が國家意志を利用するのであるが、このものにあつては、國家意志が自己の爲めに資本主義制度を利用せんとするのである。今日我國に於ける國家主義者も、かゝる意圖をあらはしつゝある。而も今日の國家意志が本來資本主義階級によつて規定されて居るものである以上、かくの如き國家的變革は、封建制度の國家的變革が半封建的な變革を結果したが如く、半資本主義的變革に終らざるを得ないのである。

我國の明治維新に於ける變革が、封建的國家權力によつて爲されることなく、天皇を中心として國民共同體の立場に於て爲され、従つて封建的國家並に社會を國民的生命の發展の爲めに十分に變革し得たが如く、今日の市民社會の變革に於ても、市民主義化されつゝある國家意志の立場に於てはこれを十分になし得ないのであつて、一度天皇を中心とする國民共同體の立場の自覺に立つてのみはじめてこれを十分になし得るのである。

以上に於て『維新の詔』に於ける變革が、天皇を中心とするところの國民共同體の變革であることを明にした。従つてこの變革の實踐的諸要因も、またこの國民共同體の立場より明にされるのである。

四 國民共同體の變革の究極目的(目的因)

先づそれが爲めにこの變革が爲さるべきところの目的因は、御誓文に於ては「各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す」として、「萬民保全の道を立んとす」として示めされ、また御宸翰に於ては「天下億兆一人

も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば」として更に「汝億兆を安撫し」として示されて居る。こゝに先づ中世の國家主義的立場に於ける人間觀の變革が見られなければならない。即ち國家主義的立場に於ては、既に述べし如く、國家が價值であり目的であり人々はこれが爲めの手段であると考へられた。然るに今や「天下億兆一人も其處を得ざる」ものなからしめ「各其志を遂げ」しむる爲めに變革が爲されなければならないのである。即ちそれは各々の人間に價值を認めて、その各々の人間的價值を十分に發揮せしめんとする人間尊重、人間愛の立場である。これ正に國民共同體の立場に於ける變革の究極目的たるべきところのものである。

即ち變革の目的因は、變革の種類異なるにより異なるのであつて、國家の立場に立つところの國家的變革は國家の原理としての國家權力の強化の爲めになされ、社會の立場に立つ社會的變革は社會の原理としての個人的自由の爲めになされる。然るに國民共同體の立場に於ける國民的變革は共同體の原理としての共同愛による總ての人々の人間的完成の爲めになされるのである。

このことは今日の資本主義制度の變革についても妥當するのである。即ちこの制度が變革されざる可らざる所以は、この制度の下に於て國民の大多數が、勞働せる貧民としての境遇を止むなくせられ、事實上國民として處を得て居ないが故である。即ちこれ等の人々をしてその處を得せしめ、眞に萬民保全の道を立てんが爲めに、今日の市民社會的制度は變革されざるを得ないのである。

五 國民共同體の變革により實現せるべき狀態(形相因)

この目的因の爲めに實現されなければならぬところの状態を『維新の詔』に見んに、「君臣相親しみて上下相愛し恩澤天下に洽」きことが國民の本質的な有り方とされ、この立場より當時の現實が批判せられて次の如くに述べられて居る。即ち「中葉朝政衰へてより武家權を専らにし表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶へて赤子の情を知ること能はざる様計り成し遂に億兆の君たるも唯名のみになり果て其が爲今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離るゝこと霄壤の如しかゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや」と仰せられて居る。

即ち武人が國家權力を専らにし、人民を以て國家の手段とし據らしむべく知らしむ可らずとした中世的の國家觀が否定され、天皇が「億兆の父母として」人民たる「赤子の情を知ること」が出来「君臣相親しみ上下相愛し恩澤天下に洽」き状態が實現されなければならないとされたのである。これ「上下心を一にする」具體的なる國民共同體であつて、正に國民共同體的立場に於ける變革の形相因たるべきところのものである。

即ち國家なるものは國家意志を以て原理とし、この國家意志は人々を自己の目的に對する手段として權力的に劃一的に規定する。かくて人々がその個性に於て發展完成せしめられると云ふことは望み得ない。現に今日ナチスの國家主義的獨逸に於ては、一切は國家意志の強力なる劃一的統制の下に壓迫せられ、文化の發展も阻害されるに至つたのである。これに對し社會なるものに於ては、人々は個人的利益を原理として結ばれて居りその個人的利益の爲めに全體が利用されるのである。今日の市民社會に於ける階級的支配其他の混亂はこゝに發する。かくて社會なるものに於ても人々が各々その志を得て人間として完成することは望み得ないのである。

かくの如く、國家に於ては全體が個體を利用し、社會に於ては個體が全體を利用するのであるが、國民共同體に於ては全體が個體を生かし、個體が全體を生かすのである。それは恰もシンフォニーの全體に對する個々の音の關係に於てある。即ち個々の音がその個性を盡すが故に、シンフォニーの全體は立派に成立つのであるが、またこの立派な全體の地盤に於てはじめて個々の音は各々自己の個性を盡し得るのである。かくて個々の完成をはなれて全體の完成はなく、全體の完成をはなれて個々の完成はない。こゝに於ては全體と個體とが眞に一體を成して居るのである。これと同様に具體的なる國民共同體に於ては成員の各々の個性の發揮が國民共同體全體の立派な發展であり、この國民共同體の立派な發展の地盤に於て各々の成員ははじめて十分に自己の個性を盡し得るのである。

アリストテレスは、かゝる具體的なる國民的存在に對してプラトンの國家主義的畫一主義を對比せしめ、個々の音がその個性を發揮する具體的なる音樂に對し、各音を單一音化してその内容を貧弱ならしむるものであるとして居る。¹⁾

具體的なる國民共同體に於ける一切は、この國民共同體的原理によつて基礎付けられて居なければならぬのであつて、國家も社會もこれに於てはじめてその眞意義を十分に發揮し得る。即ち國家は、國家主義の立場に於けるが如く人々を離れてそれ自身としての目的を有するものでなく、その成員の總てを人間として完成せしむることによりその眞意義を發揮するのである。これが即ち眞の國家である。而してアリストテレスが善なる政體と云へるもこれである。²⁾ このことは、諸種の社會即ち文化體系についても同様である。即ち人はその本質上諸種の

1) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第一九一頁參照。

2) アリストテレスは、「そこに於ける總ての人がその何人たるに拘らず最善に行爲することが出來、而して幸福に生活することが出来る支配の形式が最善なるものであることは明である」と述べて居る。同書第二〇九頁參照。

文化價值を生産し享受しなければならないのであるが、このことは個々人としては十分に爲し得ない。これが爲めには人々が諸種の文化體系的關係に結ばれることを要するのであつて、かくてはじめて諸種の文化價值を十分に實現し得、このことによつて人間としての本質を十分に發揮し得るのである。これ文化體系又は社會の眞意義であつて、國民共同體に基礎付られたる諸文化體系に於てはじめて十分に發揮し得られるところのものである。かくの如き具體的なる國民共同體に於てはじめてその成員の總てが人間としての發展完成を果げ得るのであるが、これが正に現代の國民的變革によつて實現さるべきところの形相因である。

以上は國內的に實現せらるべき状態であるが、一國民が國際的聯關に於てある以上、國內的變革は對外的變革と共にのみはじめて可能となるのである。『維新の詔』に於ては國內的變革と共に對外的な變革が示されて居る。先づ當時の世界の情勢に於ける「神州の危急」が、「近年宇内大いて開け各國四方に相雄飛する時に當り獨我のみ世界の形勢に疎く舊慣を固守し一新の效をはから」ざる時は「遂に各國の凌侮を受け且は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめんことを恐る」として示されて居る。かくて内に「萬民保全の道を立てんと」せらるゝ天皇は、外に「神州を保全」せんとせられるのであつて、「故にこゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんと欲す」と仰せられて居る。

この御宸翰が、普通「國威宣布の詔」と云はれるのは、この點に於てであるが、而しこゝに注意すべきことはこの「國威宣布」と云ふことが、國家主義者の場合に於けるが如く、對外的なる武力的侵略を意味せず、また帝國主

義的な經濟的侵略をも意味せざることである。武力的侵略に於てもかゝる經濟的侵略に於てもそれは、一見自國民の力を高め自國民を安きに置くが如くにして實は各國民の對立的關係を激化しその結果、各國民の國內生活の安定と充實とを破壊し去るものである。このことは、今日の國際關係が最もよく示めしつゝあるところである。即ちかくの如き國際的狀態に於ては、如何に國內に於て國民主義的な變革を爲さんとするも、對外的に國家主義的に行動する以上、内に於ても軍備等の爲めに國民生活を犠牲として國家主義的な強行を行はざるを得ざるに至るのである。

かくて對内的變革と對外的變革とは同一原理に立つてはじめて實行可能となるのである。故に今日内に「萬民保全の道を立てん」とすれば、外に向つてもまた各國民の保全の道を確立しなければならないのである。即ち各國民が相互に國民人格を尊重し得る人類共同體的な國際關係に於てはじめて、各國民は内にまた萬民保全の道を講じ得、かくて「天下を富岳の安きに置く」ことが出来るのである。

六 國民共同體的變革の動力としての國民(動力因)

以上に於て對内的並に對外的に實現せらるべき形相因について考察したが故に、次にこの形相因をそれによつて、實現すべきところの動力因が明にされなければならない。御誓文の結びに於ては「我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす衆亦此旨趣に基き協力努力せよ」と仰せられ、また御宸翰には「今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれ

ば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と仰せられ、更に御宸翰は「朕が志をならざらしむる時は是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず従つて列祖の天下を失はしむるなり汝億兆能々朕が志を體認し相率ひて私見を去り公議を採り朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん」と結ばれて居る。即ちかゝる意味に於て天皇は、國民が天皇の御「志を體認し」奉り、君民一體の力によつて變革の爲し果せられることを國民全體に期待して居られるのである。

これを今日の市民社會制度の國民的變革に於て見るも、その動力因として國民大衆は重要な意義を有するのである。

即ち社會主義は、市民社會制度の下に於て何等かの特權を享けて居る階級は、市民社會制度を保持することに關心を有するものなるが故に、この制度を變革することによつて失ふものは鐵鎖のみであるところのプロレタリアートのみが市民社會制度を變革することによつてはじめて自己を解放することが出来るところの變革階級であると考へたのである。然しながらプロレタリアートがその階級的利己心に立つ限りそれは國民的變革の變革階級たるを得ないことは、世界大戰直後に於ける獨逸の社會主義革命時代に見る。即ち彼等は政權を掌握するや、當時の獨逸の事情が、世界大戰を通じて大破せし國民經濟の再建を國民全體の爲めに何よりも急務とせしに拘らずプロレタリアートの階級的利己心を充すに急であつた。この彼等の階級的利己的な行動は、嘗ての資本家階級の利己的行動と同様に、その階級的利己の爲めに國民的全體的利益を無視するに至つたのであつて、かくてやがて

自分が否定されざるを得ざるに至つたのである。

また國家主義の立場に於ては、現存の國家意志の直接の擔當者たる廣義の官僚によつてこの變革を爲さんとするのであるが、官僚が官僚としての特權的意識に立つ限り、それは同様に自己を特殊化するものであつて、國民的全般的なる立場に立つことは出来ないのである。

かくて要するに國民的變革の動力因たるものは、眞に國民共同體的な自覺を有し國民共同體の具體的なる實現の爲めに奮起し得る國民層である。而して事實上に於て國民の總てはその根底に於て國民共同體の立場に立つて居るところのものであるが、而も何等か特權を有するものは、この特權の爲めに特殊化されて眞に普遍的なる國民共同體的自覺に達し得ないのである。然るに國民大衆なるものは、市民社會制度の下に止ることに於て特殊の利益を有せず、そのもとに於て次第に經濟的な壓迫を強められ行くところのものとして國民共同體的自覺を防げるところの何等の特殊利益を有しないのであつて、彼等こそ市民社會制度を變革するに最大の關心を有する國民層である。かくて彼等國民大衆が國民共同體的自覺に立つ時、それは國民的變革の動力因として重要な意義を有するものとなるのである。

七 國民共同體的變革の根本方策と國家主義の否定

『維新の詔』に於ては以上明にせし變革の主體、目的因、形相因、動力因のみならず、更にこの變革を實行に移すべき諸方策の根本指針が示めされて居るのである。而してこれ等の意義も國民共同體の立場に於てはじめて明にされると共に、このことによつて現代の變革期に處すべき態度も一層明にされるのである。

先づこの變革の立場に於ては、「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」ことこそが根本指針である。而して「天地の公道」なるものは、内に天下一人もその處を得ざるものなからしむると共に、また外に各國民をしてその所得ざるものなからしむるとこの中外に施して悖らざるものでなくてはならない。従つて今日の保持主義者に於て見られるところの現存の資本主義制度を保持せんとすることも許されないと共に、今日の國家主義者に於て往々見られるところの「武家權を専らに」せんとする國內變革もまた侵略的な對外的方策も許されないのである。

この爲めには、「廣く會議を起し萬機公論に決する」ことも必要である。前述せし如くこのことは市民社會の上に基礎づけられて居る今日の議會によつては不可能であつて、この議會を新に國民共同體の上に基礎付けることによつてはじめて可能となるのである。國家主義者に於て往々見られるところの議會そのものを否定せんとする態度の許されないことは云ふまでもないのである。

またこの爲めには、廣く「智識を世界に求め」ることを要するのであつて、今日往々國家主義者に於て見られるが如き偏狹なる獨善的閉鎖主義に陥つて他國を夷狄視することは許されないのである。

かくて國民共同體が愈々確立され行くことこそが、「大に皇基を振起する」所以である。

八 國體の實踐的明徴

以上明にされし如く、『維新の詔』に於ける變革の原理の一切は、「億兆の父母」としての天皇とその「赤子」としての人民との國民共同體の上に打立てられて居り従つてこの國民共同體の立場より理解され得たのである。而し

1) 議會を如何にして國民共同體の上に基礎付けるかについては、別に詳論する。

てこの國民共同體が我國民史を一貫して變らざる國體の精華であるが故に、『詔』に於ける變革の原理は、國體と共に變らざるところ我國民にのつての「變革の國是」である。

今日特に國體の明徴と云ふことが叫ばれつゝあるが、而もそれは尙ほ一般に觀念的な問題として考へられて居る。徳川時代の末期に於て、この『維新の詔』に於て明にされたる國體の立場より封建制度が變革されことによつて我國體が眞に明徴されたが如く、國體なるものは單に觀念的に明徴さるべきものではなく、更に實踐的に明徴されなければならない。これを今日について云へば、これまでの社會的立場並に國家的立場に於ける國體論に對し國民共同體の立場に於ける國體論を明にするのみならず、更にこの國體の立場に於て我國民生活の經濟、政治、教育等の諸方面の變革を斷行し、また對外的方策を確立し、以て人類の眞の祉福に功獻することこそが我國體の眞の明徴である。